

## International Trade Update



## Newsletter

April 2026

### お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



長谷川 匠  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9540  
[takumi.hasegawa@bakermckenzie.com](mailto:takumi.hasegawa@bakermckenzie.com)



藤原 総一郎  
アソシエイト  
+81 3 6271 9707  
[soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com](mailto:soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com)



高波 巧  
アソシエイト  
+81 3 6271 9453  
[taku.takanami@bakermckenzie.com](mailto:taku.takanami@bakermckenzie.com)

## International Trade Update April 2026

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等他各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の6本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

### [米国：通商拡大法 232 条に基づく、特許医薬品に対する関税措置](#)

2026年4月2日、トランプ大統領は、特許医薬品及び原薬（Active Pharmaceutical Ingredients: API）を含む医薬品原料の輸入調整に関する大統領布告を発表し、特許医薬品及び関連する医薬品原料の輸入の大部分に対し100%の追加関税が課されるとした。本措置は、1962年通商拡大法第232条に基づき商務長官が実施した調査を受けたものであり、当該布告では、米国の国家安全保障が、特許医薬品及び関連する医薬品原料の米国への輸入の数量及び状況（価格）によって損なわれるおそれがあるとされた。

本措置は、一定の企業に対しては2026年7月31日以降、その他の企業に対しては同年9月29日以降に輸入される貨物、又は米国内の保税地域から搬出される貨物に適用されるが、米国原産の医薬品等の輸入については、本措置の対象外とされる。また、特許切れの成分を使ったジェネリック医薬品等については、本措置の対象外となっているが、商務長官が1年以内に将来的な措置の要否を検討することになっている。日本を含む医薬品関税について合意済みの一部の国や地域を原産地とする製品については追加関税率を15%とする等の例外措置や、国保健福祉省との間でオンショアリング（米国内での製造）及び最恵国待遇の合意に至った製薬企業を対象とする例外措置がある。さらに、特定の条件を満たす場合には、一定の特殊医薬品（希少疾病用医薬品）についても関税が免除される。



### [米国：司法省国家安全保障局、省庁横断型の企業取締方針における企業の自主開示に関するガイダンスを公表](#)

2026年3月30日、米国司法省（DOJ）国家安全保障局（National Security Division：NSD）は、輸出管理及び経済制裁を含む米国の国家安全保障関連法令の刑事規定の違反について、企業が自主開示（Voluntary Self-Disclosures）を行う方法を明確化するガイダンスを更新し、公表した。本更新は、2026年3月10日に公表された、省庁横断型の「企業取締方針」（Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy：CEP）を反映し、従来のNSD独自の自主開示方針から転換したものである。

この新たな枠組みにおいては、自主開示による有利な取扱い（Credit）を求める企業は、DOJに対し、輸出管理、経済制裁その他の国家安全保障関連法令の刑事規定の違反について、CEPに沿った自主開示を行う必要がある。なお、CEPは、潜在的な刑事規定違反にのみ適用されるものであり、米国財務省外国資産管理局（OFAC）や米国商務省産業安全保障局（BIS）等のその他の機関が所管する自主開示制度には影響を及ぼさない。

### [米国：OFAC、ベネズエラの鉱業に対する制裁緩和の継続と、関与しようとする非米国人に対する二次制裁リスクに関する新たなガイダンスを公表](#)

2026年3月27日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、既存の一般許可（General License）を改正するとともに、新たに2件のGeneral Licenseを発出し、ベネズエラの鉱業に関する許可の範囲を大幅に拡大した。これらのGeneral Licenseは、ベネズエラ政府（Government of Venezuela：GOV）及びCVG Compañía General de Minería de Venezuela CA（Minerven）が関与する、又はMinervenが直接若しくは間接に50%以上の持分を有する事業体が関与する、ベネズエラにおける幅広い鉱業活動を対象とするものである。この動きは、OFACのベネズエラの石油ガス及び石油化学産業に関する制裁緩和アプローチと同様のものであり、当初は限定的に開始されたGeneral Licenseを、段階的に拡張するものである。

また、同月31日、OFACは、これらの新たなGeneral Licenseの対象となる活動に関与しようとする非米国人に対する二次制裁リスクに関する、FAQ形式の新たなガイダンスも発表した。

### [EU：一般裁判所、関税評価において第三国での輸出価格に依拠することを認める](#)

2026年3月25日、欧州連合の一般裁判所（General Court）は、EUの税関当局が取引価格以外を用いて輸入貨物の関税評価額を決定するに当たり、第三国の税関当局が提供した輸出価格情報を使用することを認める判決を下した。事案としては、カナダからEU（ブルガリア）への中古自動車の輸入に関し、輸入者が取引価格を用いて関税評価額を申告したところ、事後調査の結果、ブルガリア税関当局が、同一の車両について大幅に高い輸出価格を示す情報をカナダ税関当局から入手し、申告された取引価格の妥当性について合理的な疑念を抱いたというものであった。第三国であるカナダでの輸出価格情報が「EU・カナダ税関協力及び相互行政支援協定」（EU-Canada Agreement on Customs Cooperation and Mutual Administrative Assistance）に基づく、正式な税関当局間の協力により得られた情報であった点が、本判決に至った重要な要素の一つとされている。



### スイス：スイス以外の国が指定した制裁対象者との取引をスイスの銀行が拒否することに関する、連邦最高裁判所判決

2026年3月3日、スイス連邦最高裁判所は、外国法に基づく制裁措置とスイス法との関係について注目すべき判断を下した。事案としては、スイスの金融機関であるPostFinanceは、（その名称のとおり）郵便法に基づき基本的な決済サービスへのアクセスを確保する義務を負っているところ、米国法及び英国法の制裁対象者ではありながら、スイス法の制裁対象者ではないスイス在住のロシア国籍保有者について、PostFinanceが一度は口座開設を受け入れたものの、間もなくその口座を閉鎖し、取引関係を解除したというものである。

本判決は、PostFinanceのアクセス確保義務を検討し、外国制裁のみを理由に郵便法上のアクセス確保義務を免れることはできないとして、スイスフランの国内決済に限定し、かつ毎月の決済上限額を設定したうえでの口座維持を命じた原審の判決を維持した。

### 英国：OTSI、制裁対象地域を仕向地とする制裁対象貨物の輸出許可を所管

2026年4月9日、英国貿易制裁執行局（OTSI）は、2026年4月27日以降、制裁対象地域を仕向地とする制裁対象貨物（及びこれに付随する補助的サービス）の輸出許可（ライセンス）について、広くOTSIが所管すると公表した。これまで、英国の経済制裁及び輸出管理に関するライセンスは、英国ビジネス・通商省（Department for Business and Trade）のOTSI、輸入規制・制裁チーム及び輸出管理合同ユニット（Export Control Joint Unit：ECJU）の3つの機関が共管し、OTSIは制裁措置毎の特定の貿易関連役務取引についてのみライセンスを発給してきたが、今後はOTSIの所管が拡大する。